

対象者は
忘れずに申請を

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

【後期高齢者医療・高額介護合算療養費支給申請】

▼**支給対象者** 後期高齢者医療制度に加入し、医療保険と介護保険の自己負担額の両方の支払いをしている人（世帯内に対象者が複数いる場合は、世帯で合算）

▼**計算対象期間** 平成30年8月1日から令和元年7月31日まで

▼**支給額** 医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、所得区分に応じた額（下表参照）を超えた場合に、その超えた分が支給されます。ただし、超えた額が500円以下の場合には支給対象となりません。

所得区分	自己負担限度額
現役並み所得Ⅲ	212万円
現役並み所得Ⅱ	141万円
現役並み所得Ⅰ	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

低所得Ⅱ…世帯員全員が住民税非課税の人

低所得Ⅰ…世帯員全員が住民税非課税の人のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の人

※自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

▼**支給申請** 支給の要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。また、対象期間の途中に後期高齢者医療制度に加入・転入した人などがいる世帯には、支給対象でもお知らせが送付されない場合がありますので、対象になるとと思われる人は問い合わせを。

▼**申請に必要なもの** 支給申請書／高額介護合算

療養費・高額医療合算介護（予防）サービス費の支給申請について（お知らせ）／個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）／本人確認書類（官公庁発行、発給の顔写真付き身分証明書など）／印鑑（認印）／通帳（コピー可）など、口座情報のわかるもの
※被保険者が亡くなっている場合は、受領申立書の提出が必要です（事前に提出した場合は不要）。／被保険者以外の方が申請または受領する場合は、委任状および被保険者の個人番号がわかるもの（コピー可）、申請者の本人確認書類などが必要です。詳しくはお問い合わせください。／重度心身障がい者医療費の助成を受けている場合は、市町村へ受領を委任する委任状が必要です。／対象期間中に青森県後期高齢者医療以外の医療保険や他市町村の介護保険に加入し、自己負担額がある場合、それらの自己負担額証明書が必要です。／成年後見人が申請する場合は、3カ月以内に発行された登記事項証明書をお持ちください。

【医療費通知について】

医療費通知を確定申告に活用できるようになりました。青森県後期高齢者広域連合から送付される医療費通知には自己負担相当分を記載し、確定申告時の医療費控除に活用できるようになっています。なお、対象となる期間が平成31年1月から令和元年12月までの診療分ですので、通知書が手元に届くのは令和2年2月末頃となります。

■**問い合わせ先** 支給申請について…国保年金課 後期高齢者医療係（☎40-7046）、医療費通知について…青森県後期高齢者医療広域連合（☎017-721-3821）

弘前っ子の作品 Vol.10

平成30年度弘前地区小・中学校美術展で受賞した作品を広報ひろさきで10回に分けて紹介します。子どもたちの夢、楽しい思い出、豊かな心をご覧ください。

■**問い合わせ先**
教育センター
(☎26-4803)

突然、雪の中に突っ込んでしま
い「いったいどこにいるんだろ
う。」と怖くなりました。



▲成田 有輝 さん
(城東小学校)

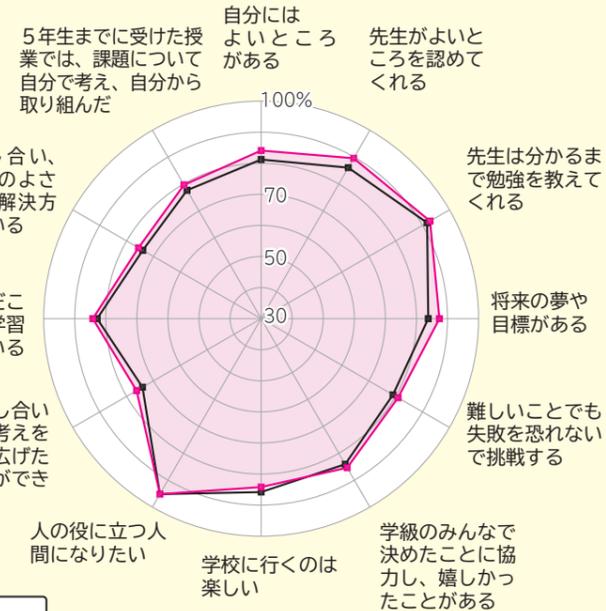
タイトル わあ、助けて! ▶



弘前の子どもたちの 学びのようす

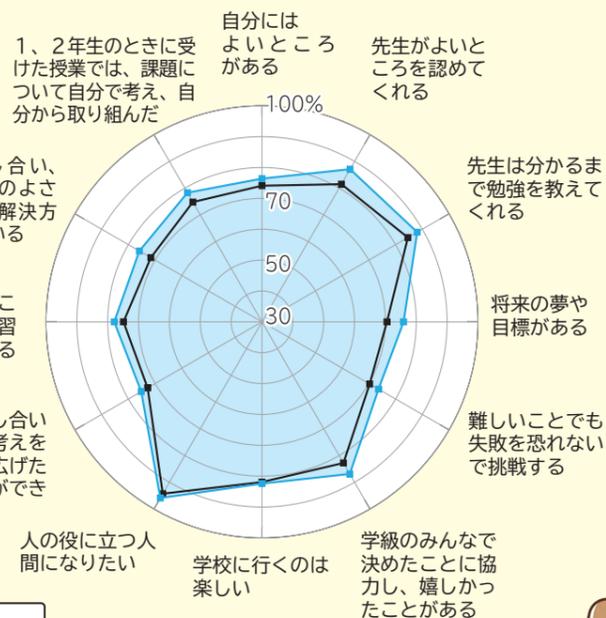
■**問い合わせ先** 学校指導課 (☎82-1644)

小学校 6年生



弘前市
全国

中学校 3年生



弘前市
全国

全国の小学校6年生と中学校3年生が行った「平成31年度全国学力・学習状況調査 質問紙調査」から、市の学校教育指導の最重点に関連する項目を取り上げてお知らせします。



グラフからわかること

「自分にはよいところがある」や「先生がよいところを認めてくれる」が全国を上回っている。

子どもたちは学校生活の中で、共感的な人間関係のもと、安心して過ごすことができているといえます。

「学校に行くのは楽しい」が、小学校では全国よりも下回っている。

子どもたち一人一人が、成就感や達成感を味わい、自分の居場所を感じることができる学校づくりに努めています。

「友達との話し合いで、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」や、「友達と話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている」が小・中学校ともに全国を上回っている。

子どもたちが自分の意見や考えをもって話し合う場面が増えてきたことで互いの意見を理解し合い、折り合いを付けたり、意思決定したりする活動ができてきたといえます。

市教育委員会では、『子どもの声・意識調査』に基づく魅力ある学校づくりプラン」を柱に、みんなが安心して過ごせる集団づくりの充実を基盤として、一人一人の居場所を大切に、学び合う授業づくりを推進していきます。



項目の詳しい情報は市ホームページをご覧ください。